

研究

ドル体制下における世界貨幣法則の貫徹形態

——労働価値論の今日的妥当性に関する一考察——

野村俊郎

目次

はじめに

I 世界市場における一般的等価物としての世界貨幣

——国際的等価交換を媒介する世界貨幣——

- (1) 貨幣の最後の規定としての世界貨幣
- (2) 世界貨幣の価値尺度機能
- (3) 世界貨幣の一般的支払手段機能

II 世界貨幣法則の基礎上に展開される国際的信用法則と国際通貨

——国際的等価交換を媒介する国際通貨——

- (1) 世界市場における価格の度量標準としての国際通貨
- (2) 国際的商業信用関係の担い手としての国際通貨
- (3) 国際的銀行信用関係の担い手としての国際通貨
- (4) 世界貨幣法則を侵害しない国際通貨法則

III ドル体制下における国際通貨法則と世界貨幣法則

——国際的不等価交換を媒介する国際通貨ドル——

- (1) 帝国主義段階における国際的社會關係の変化
- (2) IMF体制における世界貨幣法則の侵害と反発
 - 1 世界貨幣の価値尺度機能の侵害
 - 2 IMF体制における一般的支払手段機能
 - 3 世界貨幣法則の反発
- (3) 変動相場制における世界貨幣法則の侵害と反発
 - 1 世界貨幣の価値尺度機能の侵害
 - 2 世界貨幣の一般的支払手段機能の侵害
 - 3 世界貨幣法則の反発

はじめに

マルクスのいう「世界貨幣」とは、商品売買が国境を越えて世界的に行われるという経済関係において、他のすべての商品の内在的な価値量をその使用価値の一定量において表示する貨幣——世界市場における一般的等価物——であり、世界貨幣はまず価値尺度として機能し、さらに国際的貸借の決済のために一般的支払手段として機能する。しかし、戦後（特に71年以後）の国際的商品売買や国際的貸借決済をみれば、マルクスの世界貨幣法則、したがってまた、貨幣法則や価値法則は、その妥当性を失っているように見え、事実そのように主張する見解も存在する。¹⁾

だが、マルクスの世界貨幣法則は、それが貫徹していないようにみえる現象のなかに依然として貫徹しており、失効してはいない。というのは、帝国主義の戦後段階における世界貨幣法則やその基礎に展開される国際的信用法則は、国際通貨ドルが世界的な収奪関係を媒介する通貨——収奪通貨——として機能するという法則によって侵害され、またその侵害に対して反発するという形態で貫徹しているからである。²⁾ 本稿ではそのことを証明したい。

しかし、世界貨幣法則の今日的貫徹形態が説明されないのは、たんに現象的事実にとらわれているからというだけでなく、そもそもマルクスの価値法則や、その展開形態である貨幣の諸規定、そしてその最後の特殊規定である「世界貨幣」が正しく理解されていないことによると思われる。そこで、本稿では、まず、マルクスの世界貨幣法則が何であるかを明らかにし、次に、世界貨幣法則の基礎に展開される国際的信用法則について述べ、最後に、最初に述べた見地から世界貨幣法則の今日的貫徹形態を示す。このことにより、戦後（特に71年以後）の国際通貨現象から生じている、労働価値論の今日的妥当性に対する疑問に答えたい。

なお、国際通貨ドルが「収奪通貨」として機能するという法則——世界貨幣法則の今日的貫徹形態を示すために不可欠の中間項——の説明には経済過程の分析だけでは不十分で、金融寡頭制の意志の国家意志への転化、各国の国家意志の調整過程の具体的分析が必要であるが、これらについては別の機会に譲る。

1) 金ドル交換停止までは、国際通貨ドルを金ドル交換によって決済される信用貨幣と考え、この金ドル交換を世界貨幣の一般的支払手段機能の貫徹とみる見解が一般的だった。この理

解に従えば、金ドル交換停止はドルの信用貨幣性の喪失であるから、金ドル交換停止下のドルの国際通貨としての通用を「無理」と理解する見解を生みだした。ここで、金ドル交換停止をドルの信用貨幣性の喪失と考えていることは、世界貨幣の一般的支払手段機能が失効したという認識を示している。この潮流を代表する見解として、小野朝雄「世界市場と金為替」松井安信・三木毅【信用と外国為替】、ミネルヴァ書房、1978年、がある。しかし、金ドル交換停止後10数年間にわたってドルが国際通貨として通用していることから、この現象を「無理」と理解するのではなく、国際的な信用関係を媒介して説明する見解が現れた。この見解は、国際通貨を「取引通貨としての私的国際通貨」と「準備通貨としての公的国際通貨」に分類する。そして、そもそも銀行間為替取引において現れる私的国際通貨は金交換性にかかわらず通用するものと考え、公的国際通貨についてもドルの「価値維持」を求める運動——ドルから他通貨、金への転換運動——を「国際通貨協力」によって支えることによって通用するものと説明する。つまり、ドル体制下における国際通貨現象は世界貨幣法則とはほとんど無関係な現象と理解されているのであり、世界貨幣法則の今日的な貫徹形態は問題にされていない。この潮流を代表する見解として、深町郁也【現代資本主義と国際通貨】岩波書店、1981年がある。

- 2) これについては、拙稿、「不換ドルの貨幣・信用論の意味」【立命館経済学】第37巻第3号、1988年8月、でその基本的な内容を明らかにした。本稿ではこれをさらに具体的に明らかにする。なお、独占段階において、価値法則が剰余価値法則によって侵害（Verletzen）され、価値法則はこの侵害に対して反発するという形態で貫徹するという見地については、上野俊樹「労働価値論と現代」①～(完)【経済】1985年5月号～8月号、および、上野俊樹・鈴木健編【現代の国家独占資本主義】上巻、1987年、序章、を参照。

I 世界市場における一般的等価物としての世界貨幣

——国際的等価交換を媒介する世界貨幣——

ドル体制下における世界貨幣法則の貫徹形態を示すためには、その前提としてマルクスの世界貨幣概念を明らかにしておく必要がある。そこで、本章ではまず、世界貨幣それ自体の概念を明らかにし、次に、世界貨幣が世界市場における価値尺度として機能することを示し、最後に、世界貨幣の一般的支払手段機能についてみておく。まず、貨幣の最後の特殊の規定としての世界貨幣の概念を明らかにしよう。

(1) 貨幣の最後の規定としての世界貨幣

『資本論』第1巻第3章第3節c「世界貨幣」は、貨幣の最後の特殊な規定である。すなわち、第1章「商品」および第2章「交換過程」で与えられた貨幣の最初の一般的

規定の展開としての、単純商品流通の範囲内での最後の特殊の規定である。第3章第3節bまでは、外国貿易などを表象におかず一国の商品貨幣関係をみたもの、あるいは、全商業世界を一国とみての商品貨幣関係の分析であった。これに対して「世界貨幣」では、個別的商品貨幣関係からそれらの相互関係、それらの全体へすすみ、国家、外国貿易、世界市場を表象において貨幣の特殊規定を与えている。この展開は、個別的なものとしての一般から個別的なものの相互関係への前進である。もちろん、国家、外国貿易、世界市場は資本一般の理論である『資本論』の範囲をこえる範疇であるから、「世界貨幣」でそれらが説明されているわけではなく、前提されているだけだが、それまで表象においていなかった個別的商品貨幣経済の国境を越えた相互関係を表象においているからこそ、世界貨幣は貨幣の新しい、独自の、特殊の規定をなすのである。

ところが、「世界貨幣」を貨幣の特殊規定とする理解に対して、「世界貨幣としての機能は、貨幣が購買手段や支払手段として機能する場所を、国内から国家間に移しかえたにすぎず、世界貨幣を貨幣の新しい独自の規定と考えることはできない」という見解が存在する¹⁾。しかし、この見解は誤っている。国家によって総括された個別的商品経済どうしの相互作用——外国貿易、世界市場——を表象に置き、そこにおける価値法則の貫徹を示したことこそ、それ以前には示されていない新しい独自の規定である。国内流通の範囲を越えた世界的な商品交換において貫徹する価値法則が、「世界貨幣」という法則である。マルクスは世界貨幣について次のように述べている。

「世界貿易では、諸商品は、それらの価値を普遍的に展開する。したがってまた、ここでは諸商品にたいしてそれらの独立の価値姿態も世界貨幣として相対する。世界市場ではじめて貨幣は、十分な範囲にわたって、その現物形態が同時に抽象的人間労働の直接に社会的な実現形態である商品として、機能する²⁾。」

つまり、世界貨幣とは、商品売買が国境を越えて世界的に行われるという経済関係において現れる貨幣ということであり、世界市場において他のすべての商品の内在的な価値量をその使用価値の一定量において表示する貨幣——他のすべての商品から排除された世界市場における一般的等価物——ということである³⁾。そして、世界市場において、「貨幣は価格の度量標準や铸貨や補助貨や価値章標という国内流通部面でできあがる局地的な形態を再び脱ぎ捨てて、貴金属の元来の形態に逆戻りする⁴⁾」から、世界市場において個々の商品に含まれている価値量は金の使用価値の分量によって表示されることになる。したがって、通常いわれている「世界貨幣は金である」ということの本当の意味は、世界貨幣の概念、世界貨幣という法則は、一国の範囲を越えた世界的な範囲におい

て、あらゆる商品に含まれる抽象的人間労働が金の現物的形態によって表現される、ということであって、この法則は一つの経済的社會関係を表現しており、たんに世界貨幣は金という物である（あるいは金という物でなければならない）ということではない。世界貨幣は金という物（Ding）ではなく経済的社會関係という事象（Sache）であり、⁵⁾金はこの経済的社會関係の担い手である。

以上、『資本論』の世界貨幣規定が貨幣の最後の特殊な規定であることを明らかにしてきた。しかし、世界貨幣は貨幣の特殊な規定であるだけではない。世界貨幣において「貨幣の定在様式がその概念に適合したもの」⁶⁾になるという表現から理解されるように、世界貨幣は貨幣の概念と定在が一致した完全な貨幣一般の概念であり、一国の範囲内における貨幣の一般的概念（『資本論』第1章および第2章）と貨幣の諸機能の概念（第3章第1節～第3節b）を特殊なものとしてうちに含んだもっとも一般的な概念である。世界貨幣がそれ以前の規定を内に含む一般的な概念であることは、世界貨幣を第3章第3節cの簡潔な叙述だけで理解することはできず、それ以前に展開されている諸規定を含めてこそ初めて理解できるという事情からも明らかである。すなわち、労働の二重性を分析して抽象的人間労働を純粹に取り出すこと、これが相互他人的な経済関係のもとでのみ価値という形態をとること、この経済関係のもとでは個々人の私的労働はその産物である商品の交換を通じて社会的労働として妥当すること、それゆえ商品価値は社會関係の結晶であり、その価値を自分で表現できないこと、したがってある商品は自らの使用価値を他の商品の使用価値で表すこと、この単純な価値形態が貨幣形態まで展開され、貨幣形態において貨幣商品は他のすべての商品から一般的等価物として排除され、他の商品の価値をその使用価値で表現すること、およそこれらのことを理解せずに、世界貨幣が他のすべての商品から排除された世界市場における一般的等価物であることは理解できない。次にみる世界貨幣の機能についても同様である。第3章第3節cの叙述そのものにおいては、それ以前に展開したことを繰り返して述べていないが、世界貨幣はそれらを内に含んでいる。だからこそ、世界貨幣は貨幣の最も一般的な概念をなすのである。⁷⁾

したがって、商品貨幣関係の分析を行った『資本論』第1巻第1篇の最後の規定である「世界貨幣」は、貨幣の最後の特殊な規定であるとともに、それ以前の貨幣の諸規定を特殊な規定としてうちに含むもっとも一般的な概念であると理解されねばならない。それゆえに、「世界貨幣」は、価値法則の、商品流通の範囲内における最後の特殊な規定であり、同時に、最初の一般的な価値法則を特殊な規定としてうちにふくむ価値法則

の最も一般的な規定である。ここでいう最初の一般的な価値法則とは、抽象的人間労働という超歴史的な生理学的事実が人々が「互いに他人である」という経済的社会関係のもとで価値という形態をとるととらえ、この価値の現象形態をもっとも一般的な形態——「単純な価値形態」——から「貨幣形態」まで展開し、貨幣商品が金に固定すれば、個々の商品の内在的な価値量（あるいは労働量）は金の使用価値の分量によって表示される、というものである。このように、抽象的人間労働という超歴史的な実体をとらえ、ついでこの実体が価値という形態をとる経済的社会関係を示し、さらに価値という実体の現象形態を明らかにしてえられた価値概念が価値法則である。たんに等価交換という量的関係だけをいったものではない。世界貨幣を媒介とした商品流通は、この価値法則に規定されている。この価値法則の内容を前提したうえて、交換の量的側面を取り出せば、世界貨幣を媒介とした商品流通は等価交換である。⁸⁾

また、世界市場における経済的社会関係についてみれば、商品の価値が労働時間によって直接的に表示されず、労働時間が対象化された他商品の一定量で表示されるのは、資本主義的国際経済関係がその基礎において商品経済関係をもっており、商品経済関係が「互いに他人であるという関係」であるからである。すなわち、私的所有にもとづく無政府的生産であるからである。だからこそ、世界市場における諸商品の一般的等価物も、国内市場におけるそれと同じく、特殊な商品、すなわち金なのである。商品経済関係が廃止されない限り、世界市場においても一般的等価物はそれ自身が価値である特殊な商品である。

(2) 世界貨幣の価値尺度機能

世界貨幣としての金の第一の機能は、国内流通部面における金と同じく、諸商品にその価値表現の材料を提供すること、または、諸商品価値を同名の大きさ、すなわち質的に同じで量的に比較の可能な大きさとして表すことにある。世界市場においても、金は諸価値の一般的尺度として機能し、ただこの機能によってのみ、金という独自の等価物商品はまず世界貨幣になる。世界貨幣の価値尺度機能は、『資本論』第1巻第3章第1節「価値の尺度」における諸規定の世界的な範囲における再現である。なお、ここでマルクスは「世界市場では二通りの価値尺度が、金と銀とが、支配する」という特殊規定を与えているが、世界の大部分が金本位制、金兌換制をとるようになった段階——第1次大戦前——以後においては、世界市場においても価値尺度として機能するのはただ一つの商品、金である。¹⁰⁾

(3) 世界貨幣の一般的支払手段機能

世界貨幣は「国際的貸借の決済」¹¹⁾のために一般的支払手段として機能する。「一般的」の意味は①機能する範囲が個別的な国民経済の枠を超えた「国際的」な領域であるという意味、②国際的な債権債務の外国為替銀行への集中を前提とした相殺差額の「最終的」決済という意味、の二つである。②の意味では、国際的な信用関係——商業信用と銀行信用——を念頭に置きながらそれを捨象して、すなわち債務者と債権者との関係として支払手段機能を論じているのである。

「支払手段」の意味は国内流通の場合と同じである。国際取引においても貨幣は、第一に、価値尺度として機能し、販売される商品の価格を決定する。契約によって確定された商品の価格は、購買者の債務の大きさを示す。貨幣は第二に、観念的な購買手段として機能する。それは、ただ、購買者の貨幣支払約束のうちに存在するにすぎないとはいえ、商品の持ち手転換をひきおこす。支払期限に達したときはじめて貨幣は支払手段として機能し、現実の流通に入る。しかし、商品はすでに流通からひきあげられてしまっているから、貨幣はもはや過程を媒介するのでは無く、交換価値の自立的定在として過程を終結させるにすぎない。^{12), 13)}

- 1) 例えば、宇野弘蔵『経済原論』上、岩波書店、1960年、山口重克『資本論の読み方』有斐閣、1983年、武井邦夫『経済学原理』時潮社、1974年、など。さらに宇野弘蔵氏らは、「純粹資本主義を想定した原理論において、抽象的にせよある領域をもった国家の存在を予定し、その内と外、ないし複数の国家間の関係を考えることはできない」という方法に基づいて、貨幣の最後の規定を「世界貨幣」から「資金」に置き換え、「資金」の「新たな機能」として「資本に転化する資金」という機能規定を与えている。例えば、宇野弘蔵『経済原論』岩波全書、1964年、日高晋『経済原論』有斐閣、1983年、時永淑『経済原論』上、法政大学出版社、1965年、などである。その結果、宇野弘蔵氏らの国際的商品流通に関する分析は、世界貨幣法則とは無関係に、もっぱら国家の諸政策、とくにその経済政策の歴史の変遷を考察する段階論、現状分析論で行われることになる。この方法それ自体にたいする批判として、見田石介「宇野弘蔵氏のいわゆる原理論と段階論について」『見田石介著作集』第3巻、大月書店、1976年がある。
- 2) K. Marx, Das Kapital, Bd. I, Marx-Engels Werke, Dietz Verlag, Bd. 23, S. 156, 大月書店版全集、第23巻第1分冊、186ページ。
- 3) このように、世界貨幣が貨幣の一つの独自の規定であることを、マルクスの叙述に即して解明したものとして、久留間鮫造『マルクス経済学レキシコン』⑩、および、同書「しおり」、大月書店、1984年がある。
- 4) K. Marx, a. a. O., S. 156, 同上書、185～186ページ。
- 5) Ding と Sache の意味の違いについては、山本広太郎『差異とマルクス』大月書店、およ

び、上野俊樹「労働価値論と現代」②、【経済】1985年6月号、190～191ページ、を参照。なお、「世界貨幣は金という物である」という理解を、マルクスの叙述に即して批判したものととして、下平尾勲「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」【円高と金融自由化の経済学】新評論、1978年がある。

- 6) K. Marx, a. a. O., S. 156, 同上書, 183ページ。
- 7) 世界貨幣を金という物 (Ding) と理解して経済的社會関係という事象 (Sache) と理解しない見解は、第3章第3節c冒頭部分の理解として誤ったものであるが、この誤りは、この部分が——この部分だけではないが——それ以前に展開された商品貨幣関係に関する豊富な諸規定を内に含むものと理解せず冒頭部分の「国内流通部面から外に出るときには、貨幣は……貴金属の地金形態に逆戻りする」という叙述にとらわれていることから生じているものと思われる。
- 8) これに対して、世界市場においては一般的に不等価交換が行われるとする誤った見解が存在する。例えば、名和統一「国際価値論研究」日本評論社、1949年である。これに対する批判として細井俊明「世界市場の特殊性と国際価値論」東京都立大学【経済と経済学】第44巻、1980年がある。細井氏は、世界市場における商品の個別的価値（国際的個別価値）および社会的価値（国際的価値）がどのように規定され、国際的価値が国際的価格をどのように規定するかという問題を正しく解明している。
- 9) K. Marx, a. a. O., S. 157, 同上書, 186ページ。
- 10) この点に関しては、①金ドル交換停止下では各国通貨の貨幣名称の表す量が不確定であること、②ロンドン金市場でのドル建金相場の変動が他の投機的商品相場の変動と同じようにみえること、などから金の価値尺度機能の失効を認める見解が支配的である。例えば、岩野茂道「ドル本位制」熊本商科大学海外事情研究所、1977年。この見解に対する批判としては、山田喜志夫「金——現代における金の意義と役割」小野朝雄編【金・外国為替・国際金融】ダイヤモンド社、1986年、がある。
- 11) K. Marx, a. a. O., S. 158, 同上書, 187ページ。
- 12) この点については、金ドル交換停止下では国際的貸借の決済に金が登場しないことから、金の一般的支払手段機能の失効を認める見解が存在する。例えば、小野朝雄「世界市場と金為替」松井安信・三木毅編【信用と外国為替】ミネルヴァ書房、1978年、今宮謙二【現代国際金融の構造】実教出版、1976年。これに対する批判として、久留間健「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」長淵一二編【現代資本主義と多元社会】日本評論社、1979年、がある。久留間氏は国際的貸借の決済に金が登場しないという現象を、相殺差額決済の繰り延べと理解されている。ただし、何故繰り延べられるのかについては理論的に解明されていない。
- 13) マルクスは、世界市場における価値尺度、世界市場における一般的支払手段の他にも、世界貨幣の規定を与えている。世界貨幣は、「諸国間の物質代謝の従来均衡が突然攪乱されるととき」、一般的購買手段として機能する。また、「購買でも支払でもなく、一国から他国への富の移転が行われる場合」で、「しかも商品形態でのこの移転が、商品市場での景気変動や所期の目的そのものによって排除されている場合」、世界貨幣は富一般の絶対的社会的物質化として機能する。さらに、各国が世界市場流通のために準備金を必要とするため、世界

貨幣は蓄蔵貨幣として機能する。この蓄蔵貨幣機能は『資本論』第1巻第3章第3節a「貨幣蓄蔵」の諸規定の世界的範囲における再現である。次にマルクスは金銀の二重の流れ——産金国から各国への流れと、為替相場の絶え間ない変動に伴う各国間の流れ——について説明し、最後に、「ブルジョア的生産の発展している諸国は、銀行貯水池に大量に集積される蓄蔵貨幣をその独自の機能に必要な最小限に制限する」ことを指摘して、「世界貨幣」の節を終わっている。以上、引用は、K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, Marx-Engels Werke, Dietz Verlag, Bd. 23, S. 157-160, 大月書店版全集, 第23巻第1分冊, 187-190ページ。

Ⅱ 世界貨幣法則の基礎上に展開される国際的信用法則と国際通貨

——国際的等価交換を媒介する国際通貨——

前章では、マルクスの世界貨幣法則を明らかにした。しかし、世界貨幣の一般的支払手段機能は、二国間の債権債務の相殺差額を金現送によって決済することであるから、国際的な商業信用、さらには国際的な銀行信用を前提としている。また、世界市場における価格の度量標準は、国際的信用関係の発展と、世界経済において中心的地位にたつ国家の形成の結果、金の重量単位から特定一国の通貨単位に転化する。これらは、前章では前提されているだけで説明されていない。また為替相場の変動の重心を決定するのが何であるかも明らかにされていない。これらは、世界貨幣法則から区別される国際通貨法則の問題である。そこで、本章では、第1に、国際的商品経済関係における国際通貨規定からはじめ、次に、国際的商業信用関係における国際通貨規定を与え、第3に国際的銀行信用関係における国際通貨規定を行う。そのうえで、最後に、自由競争段階における国際通貨法則と世界貨幣法則の関係について説明する。まず第1の問題からみていこう。

(1) 世界市場における価格の度量標準としての国際通貨

すでにみたように世界市場における経済的社會関係は、一国の内部におけると同様、人々が相互に私的労働者として相対し、自らの私的労働の生産物を相互的に交換する経済関係、人々が「互いに他人である」という経済的社會関係——商品経済関係——である。したがって、世界市場においても、個々人の私的労働はその産物である商品の交換を媒介として社会的労働であることを実証しなければならない。このため、それ自身としては超歴史的な生理学的事実である抽象的人間労働が、世界市場においても、一つの

社会関係をあらわすものとなり、価値という形態をとることになる。しかし、商品価値が社会関係の結晶であるということは、商品が自らに内在的な価値量あるいは労働量を直接に表示できないことを意味する。そこで、ある商品は自らの価値を他の商品の使用価値で表現し、ある商品の価値量は他の商品の使用価値量で表現される。そして、他のすべての商品から一般的等価物として排除され、他のすべての商品の価値をその使用価値で表現する商品が貨幣となり、世界市場では世界貨幣となる。世界貨幣の存在形態は金であるから、世界市場において、個々の商品に含まれている価値量は金の使用価値量によって表現される。こうして、世界貨幣は商品価値の一般的尺度として機能することになる。商品の内在的価値は、金のさまざまな分量によっては相互に比較され、測られる。金の重量単位が価値尺度として機能する。

しかし、諸商品の価格は頭の中で観念的に一定重量の金と比較すればつけられるのだから、価格規定にあたっては、現実の金が必ずしも必要なのではなく、表象された金が計算貨幣として機能すればよい。ドルやセントという貨幣名称の単位が金の一定分量を代表する単位である場合、貨幣名称の一定量は、それが代表する金の一定量に対象化されている労働量を表現する。こうして貨幣名称の単位が価格の度量標準となる。これは、マルクスが価値の尺度の価格の度量標準への転化として述べているところである。しかし、ドル、ポンド、マルクなど各国ごとにばらばらな価格の度量標準は、世界市場では再び金の重量名称に転化する。国内流通部面から外に出ると同時に、貨幣は、国内流通部面で生ितってくる価格の度量標準という局地的形態をまた脱ぎ捨てて、もとの貴金屬の地金形態に逆戻りする。

だが、特定の一国が世界経済において中心的地位に立ち、国際的な取引決済業務がその特定の一国の国際金融市場に集中するようになると、国際的に取引される商品の価格は、この特定の一国の貨幣名称で表示されることになる。19世紀後半から今世紀の初頭にかけてイギリスがその地位に立ち、ロンドン金融市場（シティ）に国際的な取引決済が集中し、イギリスの国民通貨ポンドが世界市場における価格の度量標準となった。この時期のイギリスのポンドのように、世界市場において価格の度量標準として機能する国民通貨が、国際的な商品経済関係における国際通貨である¹⁾。しかし、ポンドという貨幣名称は、金の一定重量を表現する単位であり、金に含まれた対象化された労働量を表現するものだから、世界市場においても国内流通の場合と同じように、価値の尺度が価格の度量標準に転化している。したがって、国際通貨で商品の価格が表現されている場合も、交換はその量的側面において等価交換であり、商品の価格は労働量によって規定

される価値量を重心に運動し、長期的・平均的には、商品価格は商品価値に規定されることになる。

(2) 国際的商業信用関係の担い手としての国際通貨

商品の購買や販売が国境を越えて行われる場合、一方の国と他方の国では、価格の度量標準や铸貨、補助貨、価値章標が異なっており、したがってまた、それらがそれぞれの国の内部においてしか通用しないため、輸入の結果生じた国際的な債務や、輸出の結果生じた国際的な債権を、国内の債権債務に振り替える必要が生じる。さらに、国境を越えた売買では、商品の輸送に一定の時間を要するという事情が加わって、商品は貨幣と引き換えにではなく、書面での一定期日の支払い約束であり、満期支払日まで支払手段として流通する手形と引き換えて売られるようになる。この手形が外国為替手形であり、この流通によって国際的商業信用関係が形成される。もちろん、金現送によって支払うこともできるが、これには現送費が必要なため、実際にはこれを節約するために外国為替手形が振り出される。この外国為替手形が特定の一国に対して振り出される場合、その外国為替手形が国際通貨の存在形態となる。以下このことをみてみよう。

いまX国AがY国Bに対してY国通貨建で商品輸出を行うと、AとBの間に国際間の債権債務（AのBに対する債権、BのAに対する債務）が発生し、他方、同時期にX国CがY国Dに対してY国通貨建で商品輸入を行うと、CとDの間に国際間の債権債務（CのDに対する債務、DのCに対する債権）が発生する。ここで、X国の債権者Aは、Y国の債務者B宛のY国通貨建為替手形（取立為替）を振り出す。そしてこれを自国Cに引き受けてもらうことで、X国の債権者Aは額面に記載された自己の債権を自国通貨で回収する。Y国Dに対する債務者であるX国Cは、この手形を自己の債権者であるY国Dに送ることで輸入によって生じた債務を支払い、Y国の債権者Dは、X国Aに対する債務者である自国BにこのB宛手形を引き受けさせ、自己の債権額をBから受け取る。これによって、国際間の債権債務（ $A \Leftrightarrow B$, $D \Leftrightarrow C$ ）は、一国の債権債務（ $A \Leftrightarrow C$, $D \Leftrightarrow B$ ）に振り替えられ、債権者A、Dはそれぞれ自国通貨で債権を回収し、 $A \Leftrightarrow B$, $D \Leftrightarrow C$ が同額であれば、この取引はすべて終了する。BがAに輸出する場合は、Bが手形を振り出すことから始まってこの過程を逆にたどることになる。

ここで仮にX国を日本、Y国をイギリスとすれば、ポンド建手形がポンド貨幣で支払われる手形であることを考えれば、日本のAの振り出したポンド建手形を日本のCが引き受け、CがAに円貨幣を支払うという関係は、ポンド貨幣と円貨幣が交換されるとい

うことを意味する。イギリス国内でしか通用しないポンド貨幣が、外国為替手形としては、日本での取引決済において通用するのである。こうした国際的な債権債務の国内的な債権債務への振り替えによって、国民通貨は国境を越えて通用するようになる。さらに、イギリスと他国との関係だけでなく、日本のアメリカのような三国間の取引においても、一般的にポンド建手形が振り出されるようになると、ポンド建手形はあらゆる国際取引の決済に使われることになる。イギリスに限らず、特定の一国が世界経済における中心的地位を獲得し、国際的な取引決済業務を自国の国際金融市場に集中してしまえば、各国の輸出者と輸入者は、その特定の一国の通貨建て外国為替手形を振り出すことになる。その特定一国通貨建ての外国為替手形が商業信用関係における国際通貨の存在形態であり、国際通貨は国際的な商業信用関係の担い手である。²⁾

このように、外国為替手形は、その持参人に対して債務者がその額面に記載されているだけの貨幣を支払うということを約束した信用貨幣であり、外国為替手形は、金の一定重量を表現しており、金に含まれた対象化された労働量を表現している。したがって、外国為替手形で商品の購売や販売が行われる場合も、この購買や販売はその量的側面において等価交換である。

また、上記A—C間に成立する為替相場は、X国通貨とY国通貨の交換比率を表しているが、この交換比率は、X国通貨とY国通貨の代表金量間の比率（したがってまた両国通貨の代表する労働量間の比率）を重心として変動し、この重心は各国通貨の代表金量間の比率の変化に応じて変化する。

(3) 国際的銀行信用関係の担い手としての国際通貨

外国為替手形は、銀行による手形割引をつうじて、銀行業者に集中する。いま、前節のCとDを為替銀行とすれば、AはB宛に振り出したY国通貨建て外国為替手形を銀行Cに持参し、この手形を割引いてもらって自国貨幣を手に入れる。つづいて、銀行Cは、この手形を銀行Dに送る。手形の送付を受けた銀行Dは自行に開設されている銀行CのY国通貨建て預金に額面に記載された貨幣額を振り込んだうえ、送付された手形をBに提示して同額の貨幣を受け取り、この取引は完了する。Bが輸出する場合は、BがA宛に手形を振り出すことから始まってこの過程を逆にたどることになる。ここで、A、BがX国、Y国の輸出入業者を代表しているとすれば、A、Bの債権債務は、銀行C、Dに集中することになる。ここでC—Dがお互いにコルレス契約を結んでいれば、為替銀行C—D間の債権債務は、コルレス先に設けられた預金勘定、つまり為替決済勘定の増減

（貸借記）によって相殺されることになる。

この例から理解されるように、為替銀行間の取引決済は、各々の為替決済勘定の貸借記によって行われる。³⁾この例で、もし、CとDの債権債務が同額であれば、債権債務はすべて相殺され銀行間の為替取引は行われぬ。しかし、相殺差額が発生すると、X国通貨が余ってY国通貨が不足したり、X国通貨が不足してY国通貨が余ることになり、為替銀行は、通貨の過不足を調整し、為替リスクを回避するために、銀行間の為替取引を行うことになる。この銀行間の取引を行う外国為替市場が、対顧客取引市場から区別されるインターバンク市場である。そして、このインターバンク市場での為替取引が特定の国の通貨に集中するようになると、各国通貨の為替相場はその通貨に対して表示されるようになり、為替銀行間の相殺取引もその特定の一国におかれた為替決済勘定で行われるようになり、その国の為替市場は国際金融市場となる。この国際金融市場におかれた為替決済勘定が、銀行信用関係における国際通貨の存在形態であり、⁴⁾国際通貨は国際的な銀行信用関係の担い手である。

このインターバンク市場で成立する為替相場（上記C—D間に成立する為替相場）はX国通貨とY国通貨の交換比率を表しているが、この交換比率もまた、X国通貨とY国通貨の代表金量間の比率（したがってまた両国通貨の代表する労働量間の比率）を重心として変動し、この重心は各国通貨の代表金量間の比率の変化に応じて変化する。なぜなら、自由競争段階の銀行は、帝国主義段階の独占的銀行資本に比べれば、まだ控え目な仲介者としての役割をはたしているにすぎず、為替投機による取奪や損失が一般的なものになっても、投機者の特定の部分がいつも利得するようなことになっていなかったからである。自由競争段階における為替投機は、平等な投機者どうしの争いであり、偶然性によってそれぞれの投機者に利得と損失が振り分けられるため、自らの基盤である価値法則を侵害しないのである。

（4）世界貨幣法則を侵害しない国際通貨法則

以上のように、資本主義世界経済において中心的地位を獲得し、国際的な取引決済業務を自国の国際金融市場に集中した、特定の一国の国民通貨が国際通貨となる。とはいえ、自由競争段階における中心資本主義国とそれ以外の資本主義諸国との関係は相互的な平等を基調とする関係であり、経済的にも、各国の商品所有者の相互他人的な関係を基礎に、輸出入を行う資本家どうしの対等な関係、さらに銀行資本間の平等な関係が重層的に存在している。自由競争段階の国際通貨法則は、こうした国際的政治・経済関係

を前提として成立する。この国際的政治・経済関係のもとにおいて、国際通貨で表示される商品の価格はその商品に含まれている内在的な価値量を表現し、国際通貨の存在形態である外国為替手形による商品売買は等価交換となり、銀行間市場で成立する為替相場は、各国通貨の代表金量間の比率を重心として変動する。したがって、自由競争段階において貫徹する国際通貨法則は、世界貨幣法則——世界貨幣は世界市場における一般の等価物であり、価値尺度、一般的支払手段として機能するという法則——を侵害せず、その基礎の上に展開されるのである。

- 1) 近代経済学では、国際的な商品売買において価格表示に使われる通貨を、「契約通貨」と命名している。これは、たんに現象的事実を表現している用語にすぎず、国際的商品貨幣関係を表現するカテゴリーではない。むしろそれを隠蔽する用語である。したがって、国際通貨現象を科学的に説明する際に、この用語を無媒介に使用するのは適切ではない。
- 2) 近代経済学のいう「決済通貨」は、ここで述べた国際的な経済関係を表現するカテゴリーではなく、「契約通貨」と同様、無媒介に使用するのは適切ではない。
- 3) 銀行間の相殺取引の詳細については、増田正人「国際通貨の構造と論理」東京大学『経済学研究』第31号、1988年、を参照。
- 4) 国際通貨は、一般的に、国際通貨国に置かれた非居住者保有の債権である、と理解され、近代経済学ではこれを「準備通貨」と命名している。しかし、外貨建債権のなかには、決済性のある預金だけでなく、決済性をもたない定期性預金もふくまれているから、外貨建債権全体を国際通貨と理解することはできない。この点については、増田正人、同上論文、21～22ページ、を参照。なお、国際通貨の存在形態を決済性のある預金に限定することは、「円の国際化」、「マルクの国際化」といわれる現象、あるいは「国際通貨としてのドルの地位の低下」といわれる現象を理解するうえで意味をもってくる。何故なら、ドル建の決済性預金の比率は、こうした現象の下でも低下していないからである。

Ⅲ ドル体制下における国際通貨法則と世界貨幣法則

——国際的不等価交換を媒介する国際通貨ドル——

これまででは、自由競争段階の国際的政治・経済関係の下で展開される世界貨幣法制と国際通貨法則を明らかにしてきた。しかし、資本主義の帝国主義段階への発展にともない、国際的政治・経済関係は、先進資本主義と発展途上国の支配従属関係、および、最も強力な金融資本をもつ国家と相対的に弱い金融資本をもつ国家の支配従属関係に転化する。とはいえ、帝国主義段階への発展は世界経済を計画経済化するものではないから、各国の商品生産者どうしの相互他人的な関係は新しい国際的社会関係の基礎に残される。

このことは、帝国主義の戦後段階においてもかわらない。したがって、ドル体制における世界貨幣法則と、それを基礎にし展開される国際通貨法則の貫徹形態を明らかにするためには、この両法則が貫徹していく新しい国際的社会関係について説明しておく必要がある。そこでまず、このことについてみておこう。

(1) 帝国主義段階における国際的社会関係の変化

資本主義の自由競争段階において、資本は自らの運動する基礎を拡大するため、商品貨幣関係を世界的規模で拡大し、世界市場を創出した。これにより、貨幣は世界貨幣に発展した。マルクスは、この世界市場を念頭において、価値法則の展開形態である貨幣の諸規定の最後に「世界貨幣」の規定を与えている。自由競争段階の資本は、この「世界貨幣」という法則の基礎上で、国際的な商品取引、資本取引を展開し、国際的な取引決済のための信用関係(国際的商業信用、国際的銀行信用)を発展させた。このことは、自由競争段階の資本にとって、世界貨幣法則を貫徹させることがその発展の条件になっていたことを意味するが、他方で、資本の発展が世界貨幣法則によって限界づけられていることも意味していた。

レーニンが明らかにしているように、独占段階の支配的資本は金融資本¹⁾であり、金融資本は剰余価値を独占利潤という形態で取得する。この剰余価値取得の形態こそ、金融資本の本性であり法則である²⁾。この独占利潤の確保は、国内的には独占資本と中小資本との支配強制関係にもとづいていたが、国際的には発達した資本主義国と発展途上諸国との支配・従属関係にもとづいている。また先進資本主義諸国間の関係においては、最も力の強い金融資本をもった国家と、相対的に力の弱い金融資本をもった国家との支配・従属関係にもとづいている。こうした国際的社會関係のもとで、金融資本は、不等価交換によって独占利潤を確保すべく、国内だけでなく国際的にも運動を展開していく。

しかし、世界貨幣法則の一つのモメントをなす金の価値尺度機能が貫徹することは、交換の量的側面についてみれば等価交換を必然とするから、不等価交換を世界的規模で拡大することを本性とする金融資本にとっての限界をなす。また、世界貨幣法則のもう一つのモメントをなす金による国際的債権債務の相殺差額の最終的決済は、金融資本の国際的展開にとっての国際収支上の限界をなす。独占段階においては、自由競争段階において資本の発展の条件であった世界貨幣法則が、資本の発展の限界に転化する。

だが、そもそも資本は「自己の制限を乗り越えようとする無制限で無限度な衝動」であり、「どんな限界でも資本にとっては制限であり、また制限たらざるをえない³⁾」のだ

から、金融資本は、みずからの運動の限界に転化した世界貨幣法則を制限として意識して、これを乗り越えようとする⁴⁾。すなわち、国際通貨を媒介とする世界的な収奪体制を創出しようとする。戦後においては、IMF体制（ブレトン・ウッズ体制）の創出であり、さらにIMF体制が金融資本の発展にとって制限に転化した段階では変動相場制の創出である。第二次世界大戦期の不均等発展によって形成された、もっとも強い金融資本をもつ国家アメリカは、発展途上諸国との関係においても他の先進資本主義諸国との関係においても支配・従属関係をつくりだし、世界貨幣の価値尺度機能を侵害して自らに有利な為替レートを設定し、世界貨幣の国際的最終決済手段機能を侵害して国際収支の制限を突破する国際通貨制度をつくりだしていく。

しかし、地球の規模で社会主義体制が成立しない限り、世界経済の計画化は根本的には実現しないのだから、各国の商品所有者どうしの相互他人的な関係は、この新しい国際関係の基礎に残される。したがって、金融資本の蓄積法則によって侵害される世界貨幣法則や、それを基礎にして展開される国際通貨法則は、失効してしまうのではなく、その侵害に対して反発するという形態で貫徹する⁵⁾。以上が帝国主義段階、およびその戦後段階における国際的な社会関係である。では、この新しい国際的社会関係のもとで、世界貨幣法則、およびその基礎の上に展開される国際通貨法則は、どのように侵害され、また、その侵害に対してどのように反発して貫徹していくのだろうか。まず、IMF体制からみていこう。

(2) IMF体制下における世界貨幣法則の侵害と反発

1 世界貨幣の価値尺度機能の侵害

IMF体制では、各国通貨は金の重量単位と結び付けられていた。しかも、この各国通貨と金との結びつきは、1ドルが金1/35オンスを代表することを取り決め、このドルという貨幣名称を度量単位として各国通貨の代表量を算出するという方法で行われた⁶⁾。したがって、一見すると、ドルを通じて金の価値尺度機能が働いていたようにみえる。しかし、金は労働生産物であり、その価値は金生産部門の生産性の上昇に応じて減少するから、金価値の減少に応じて各国通貨1単位が代表する金属重量は増加する。各国通貨の価値を不変とすれば、金価値が1/10に下落すれば、各国通貨の1単位が代表する量はもとの10倍になる。しかし、金に固定比率で結びつけられたドルも、ケインズ政策——流通必要量を越える紙券の流通への強制的投入——によって減価するから、金の減価率がドルの減価率を上回らない限り、ドルの代表量は低下していく。さらに

各国通貨もケインズ政策によって減価し、しかもアメリカと各国のインフレ率が同一でない限り不均等に減価していくから、ドルと各国通貨の代表金量間の比率(実質的金平価)も絶えず変動する。

したがって、ドル1単位を金1/35オンスに結びつけ、金公定価格と金市場価格を固定することは名目上のことであって、むしろ、この代表関係を維持することは金の価値尺度機能の侵害である。同様に、金1オンス=35ドルと各国通貨の対ドル基準相場から算出された各国通貨の代表金量(例えば、金1オンス=35ドルと1ドル=360円から算出された1円=金2.46853ミリグラム)を維持することや、各国の対ドル基準相場を維持することも金の価値尺度機能の侵害である。だが、この価値尺度機能の侵害は、先進資本主義諸国と発展途上国の支配・従属関係を前提として、不等価交換による独占利潤の取得を進めようとするアメリカ金融資本とそれに従属する各国金融資本の発展法則による侵害であり、法則的・必然的なものである。まず、このことをみてみよう。

ケインズ政策によるドルの減価率は生産性上昇による金の減価率を上回っていったものと考えられる⁷⁾から、1ドルが代表する金量は1/35オンスを下回っていき、したがってまた、1ドルが代表する労働量は1/35オンスの金に対象化された労働量を下回っていったものと考えられる。これに対して、途上国通貨が減価しないか、あるいは、ドルの減価率が途上国通貨の減価率を上回っているならば、たとえ出发点における対ドル基準相場がドルと途上国通貨との代表金量間の比率に一致していたとしても後には乖離していき、実質的金平価からみてドルは途上国通貨に対して「過大評価」、逆に、途上国通貨はドルに対して「過小評価」されることになる。ドルの減価率が途上国通貨の減価率を下回っておればこの関係は逆になるが、この場合は途上国通貨が切り下げられたため、結果は同じであった。最も強い金融資本をもつ国家アメリカ(および、その他の先進資本主義諸国)は、ドルが相対的に減価している場合は固定為替レートを維持し、逆の場合は途上国通貨の対ドルレートを切り下げて、為替レートをアメリカ(および、その他の先進資本主義諸国)にとって「過高」に、逆に、発展途上諸国にとって「過低」にしていったのである。このため、対ドル基準相場でドル建に換算すると、途上国の商品価格はその商品に含まれる労働量以下に表示され、各国金融資本は途上国商品を価値以下で輸入した。逆に、ドル建の先進国商品の価格は、その商品に含まれている労働量以上の独占価格で表示され、各国金融資本は、商品輸出によって商品価値以上のドルを取得した。つまり、各国金融資本は、途上国商品を安く買い叩き、自国商品を高く売りつけた。各国金融資本は為替レートと独占価格を通じた不等価交換により、途上国からの価値収

奪という形態で独占利潤を獲得し、市場支配と国際的展開をすすめた。この独占利潤の源泉は、金融資本としての独占的産業資本が自らの生産過程で労働者を搾取して取得した剰余価値と、途上国の商品を価値以下の価格で購入することによって収奪した価値、および、先進国の商品を価値以上の価格で販売して収奪した価値である。このうち、途上国商品の価値以下での購買は国際通貨ドルに媒介されている。したがって、IMF体制下の国際通貨ドルは、金融資本による途上国からの価値収奪を媒介するという機能、すなわち、「収奪通貨」——価値収奪通貨——としての機能を果たしていたのである。

次に、世界貨幣の価値尺度機能の侵害が、アメリカと他の先進資本主義国との関係においてどのような意味をもつかをみていこう。すでにみたように、アメリカ以外の先進資本主義諸国の通貨も、インフレ政策によって減価していくが、アメリカと各国のインフレ率が同一でない限り不均等に減価していく。したがって、アメリカよりもインフレ率が高い国の通貨の減価率は、ドルの減価率を上回り、代表金量間の比率からみれば1ドルと交換される通貨量は対ドル基準相場を下回っていき、その通貨はドルに対して相対的に減価する。にもかかわらず、対ドル基準相場が通貨当局の介入によって固定されるため、その通貨はドルに対して「過大評価」されることになる。逆の場合は、逆である。しかし、「過大評価」されるからといって、先進資本主義諸国と途上国の場合のように、本国通貨が過大評価されている国がアメリカから価値収奪するということが主要な側面とはならない。逆の場合も同様である。そのわけはこうである。

最も強い金融資本をもつ国家アメリカが他の先進資本主義諸国を支配し従属させているといっても、支配されるものは一方的に受動的ではない。支配され従属させられながらも各国金融資本は能動性を発揮する。すなわち、この支配・従属関係を自らの発展の条件として資本蓄積を進めて行き、アメリカとの間でも一連の蓄積条件——原料資源、販売市場、運輸手段等——の確保をめぐる競争を行う。ここで問題になるのは、先進資本主義諸国の国内市場の確保をめぐる競争である。

ある国の通貨が代表金量間の関係からみてドルに対して「過大評価」になっていることは、その国の通貨の減価率がドルの減価率を上回っているにもかかわらず、通貨の交換比率が調整されず、対ドル基準相場が固定されることから生じる現象である。その国の通貨の減価率がドルの減価率を上回っていることは、その国の物価上昇率がアメリカの物価上昇率を上回っていることを意味するから、それにもかかわらず、通貨の交換比率が固定されていることは、本国通貨が「過大評価」されている国の商品の国際価格をアメリカ商品の国際価格に比べて相対的に上昇させる。したがって、本国通貨がドルに

対して「過大評価」されている国の資本は、労働生産性の上昇によって価格競争力を回復するか価格以外の面での競争力を上昇させない限り、自国においてもアメリカにおいても商品の販売市場を奪われる。逆にアメリカの資本は、労働生産性を上昇させなくても（あるいはその上昇が相対的に遅れていても）、為替レートを通じた不等価交換によって価格競争力を強化して販売市場を奪い取る。ドルが「過大評価」されている場合は、逆である。したがって、競争関係にある先進資本主義諸国の金融資本どうしの関係においては、自国通貨が「過小評価」されている国の資本が、為替レートを通じた不等価交換によって、自国通貨が「過大評価」されている国の資本から——特に労働生産性の上昇の困難な中小資本から——販売市場を奪うという形態で独占利潤を取得する。この独占利潤の源泉は自国通貨が「過小評価」されている国の資本が生みだした剰余価値であり、C部分、V部分とともに「過小評価」されている分だけ縮小される。とはいえ、この剰余価値は自国通貨が「過大評価」されている国の市場を奪い取るという形態で実現される。IMF体制下の国際通貨ドルは、各国金融資本が先進国市場を収奪する関係を媒介するという機能、すなわち、「収奪通貨」——市場収奪通貨——としての機能を果たしていたのである。

このように、アメリカ金融資本とそれに従属する各国金融資本は、世界貨幣の価値尺度機能を侵害して国際通貨ドルを収奪通貨として機能させ、独占利潤を獲得していった。しかし、世界貨幣は価値尺度として機能するだけでなく、一般的支払手段としても機能する。そこで、次に、IMF体制における一般的支払手段機能についてみていこう。

2 IMF体制における一般的支払手段機能

IMF体制においては、アメリカ財務長官のIMF専務理事宛書簡（1949年5月20日付）において、各国通貨当局に対する確定分量での金ドル交換をアメリカが保証していた。これにより、国際的な債権債務の相殺差額——各国のドル債権——が最終的に金で決済されることになった。これは、世界市場において働く価値法則の一つのモメントである世界貨幣の一般的支払手段機能がこの体制に作用していることを意味する。しかし、ドルの減価による1オンス=35ドルと実質的金平価との乖離にもかかわらず1オンス=35ドルで交換するのだから、IMF体制における世界貨幣の一般的支払手段機能は、世界貨幣の価値尺度機能の侵害を前提として作用していた。⁹⁾

とはいえ、世界貨幣の一般的支払手段機能が作用すること、すなわち各国通貨当局保有ドルがいつでも確定金量と交換できることは、各国通貨当局ドルに対する信認の一つの根拠になっており、この法則が作用することで、ドルを中心とする統一的な国際通貨

体制が維持された。各国金融資本はこの統一的な国際通貨体制のもとで、商品取引を世界の規模で拡大して国内の蓄積基盤を固め、さらに資本取引も世界的規模で拡大して多国籍企業、多国籍銀行として国際的に展開していった。したがって、世界貨幣が一般的支払手段として機能することは、それが統一的な国際通貨体制を維持する根拠となる限り、金融資本の蓄積法則に照応しており、この基礎上で金融資本は運動した。

しかし、世界貨幣の一般的支払手段機能が作用することによって、第一に、アメリカの国際収支政策が限界づけられることになった。国際収支赤字による対外短期債務の累積が、アメリカの金保有量によって限界づけられるからである。1960年代末までのアメリカの国際収支構造は、資本収支と移転収支の赤字を、貿易収支と貿易外収支の黒字で補填するという構造になっていた。したがって、金融資本の国際的展開と国家による対外援助が世界貨幣法則によって限界づけられた。第二に、財政・金融を通じた成長政策も限界づけられることになった。流通必要量を越える無価値な紙券の強制的な投入によるドルの金に対する絶対的減価はドルに対する信認を動揺させ、金による最終決済を求める運動を引き起こすからである。

以上のように、金融資本は世界貨幣の支払手段機能が作用する下で十全に運動することができたが、そのことは同時に、金融資本が世界貨幣法則の限界のなかで運動しなければならぬことを意味していた。

3 世界貨幣法則の反発

これまでみてきたように IMF 体制下における金融資本の蓄積は、世界貨幣の価値尺度機能を侵害し、また、この侵害を前提にして一般的支払手段機能を作用させながら、進められていた。しかし、世界貨幣法則を侵害すればその反発を引き起こすし、また世界貨幣法則の限界のなかで運動しなければならない金融資本はこの限界を制限と意識してこれを突破しようとする。

世界貨幣法則の反発は、まず、最初に、1960年10月のロンドン自由金市場での金価格の暴動として現れ、西欧、日本の通貨の自由な交換性の回復にともない貨幣資本が投機的に運動しはじめると、激しいゴールド・ラッシュが引き起こされるようになった。1967年11月から1968年3月にかけての三波にわたるゴールド・ラッシュによるロンドン金市場閉鎖（68年3月15日、4月1日再開）はその現れである。また各国金融資本が保有する過剰な貨幣資本は、各国通貨に対しても投機的運動を行うようになり、1968年11月には相対的に強い通貨をもつ西ドイツを中心としてヨーロッパで為替投機が発生し、11月20日には、ヨーロッパ為替市場が閉鎖されるという事態が発生した。ゴールド・ラッシュ

にせよ、為替投機にせよ、いずれも投機によって媒介されているとはいえ、これらはドルをはじめとする弱い通貨に対する信認の動揺から生じているのであり、これは根本的には IMF 登録金平価および対ドル基準相場の価値法則からの乖離にもとづいている。これは世界貨幣が価値尺度として機能するという法則の反発である。

また、金ドル交換は、世界貨幣の一般的支払手段機能の作用を意味していたが、これは世界貨幣の価値尺度機能の侵害を前提としており、金市場価格の上昇——ドル価値の減価——によるドルに対する信認の動揺は、各国通貨当局の金ドル交換を増大させていった。その結果、アメリカが保有する金量は減少していき、金ドル交換停止——世界貨幣の一般的支払手段機能の侵害——の可能性を進展させていった。

しかし、IMF 体制は確定金量での金交換と金市場価格の固定を制度上の存立条件とする国際通貨体制であり、国家間の債権債務の相殺差額（通貨当局保有のドル残高）が累積してアメリカの金保有量を上回ったり、インフレーションによるドル価値の減価を反映して金市場価格が上昇したりすると、この制度の存立そのものが脅かされる。国際通貨体制は、金融資本の運動と発展の不可欠の条件であり、それなしには、国際的商品取引も国際的資本取引もおこなえず、帝国主義世界体制を維持するための対外援助も不可能になる。さらに、国際通貨体制が維持されなければ、国際通貨ドルが世界的な取奪関係を媒介する通貨として機能することも不可能となる。国際通貨体制の維持は金融資本の必然的な意志である。ここに金市場価格の固定、金兌換の維持のための国際通貨協力やアメリカの国際収支対策が行われる必要が生じる。しかし、これらの措置はドル残高の増大と金市場価格の上昇の根本的歯止めにはならず、1961年に非居住者保有ドル残高がアメリカの金準備を上回り、1967年には、通貨当局保有ドル残高だけでアメリカの金準備を上回ることになった。金市場価格は、1971年には、金1オンス=42.5ドルまで上昇していた。こうして IMF 体制は、世界貨幣法則の反発により、その制度的な存立の条件を失っていった。

しかし、帝国主義段階の支配的資本は金融資本であり、この段階を貫く基本法則、能動的に作用する基本法則は、金融資本の取奪法則であり、世界貨幣法則ではない。世界貨幣法則の反発は IMF 体制の存立の条件を失わせていくが、それにかわって世界貨幣法則が貫徹する国際通貨体制を生み出しはしない。帝国主義の戦後段階における支配的資本であるアメリカ金融資本と、それに従属する各国金融資本の発展法則こそが金に制限された国際通貨体制をその狭い基盤から解放し、新しい国際通貨体制を能動的につくりだしていった。¹⁰⁾したがって、IMF 体制における世界貨幣法則は、受動的に侵害され

る下位の法則の反発という形態で貫徹したのである。

（3）変動相場制下における世界貨幣法則の侵害と反発

IMF体制（ブレトン・ウッズ体制）は1968年の金二重価格制移行にはじまり、71年の金ドル交換停止を経て、キングストン合意（1976年）に基づくIMF協定第2次改正（1978年4月発効）に至る過程で解体され、変動相場制に発展した。こうして成立した変動相場制下の為替レートは、各国通貨の代表金量間の比率や購買力平価を重心として変動するのではなく、それらから恒常的に乖離して変動してきた。また、国際的な債権債務の相殺差額は、世界貨幣によって決済されないままドルで保有されることになった。この両者は、新たな形態での世界貨幣法則の侵害であるが、「無理」な現象ではない。変動相場制における為替相場の変動や決済の繰り延べは、IMF体制における世界貨幣法則の作用——価値尺度機能の反発と一般的支払手段機能の作用——を、金融資本が自らの発展にとっての制限と意識して、これを新たな形態で侵害することによって生み出した現象であり、法則的、必然的なものである。しかし、ここでも侵害された世界貨幣法則は、一方的に侵害されるのではなく、侵害に対する反発という形態で貫徹していく。以下、こうした見地から変動相場制下の世界貨幣法則の貫徹形態を明らかにしていく。

1 世界貨幣の価値尺度機能の侵害

まず最初、先進資本主義国通貨の交換比率からみていこう。変動相場制では、先進資本主義国通貨の交換比率は制度的な歯止めを失って自由に変動するようになった。ドルの円との交換比率についてみれば、IMF体制下の1ドル=360円から1971年12月のスミソニアン合意によって1ドル=308円に切り下げられたのち、73年2月のフロート移行後いったん1ドル=265円まで下落し、その後300円前後で変動を続けたのち、78年には176円（IMFレートの1/2）まで下落した。しかし、カーター政権のドル高政策によって上昇に転じ、第1期レーガン政権の1985年には240円前後（IMFレートの2/3）まで上昇していた。だが、同年9月のG5プラザ合意を転機とするドル高是正策により88年1月には約120円（IMFレートの1/3、G5直前のレートの1/2）まで下落して、その後100円台の前半で変動を続けている。

このように、ドルはその時々アメリカの為替政策に従属して上下に、しかもアメリカの求める水準までに大幅に変動しており、この変動はドルと円との代表金量間の比率の変動に照応しているとは考えられない。さらに、新しい為替水準が定着すると数年にわたってその水準が維持されることからみて、この変動がドルと円との代表金量間の比

率を重心とする変動であるとも考えられない。むしろ、逆に、それからの恒常的な乖離であると考えられる。だが、この価値尺度機能の侵害は、アメリカとアメリカ以外の先進資本主義諸国との支配・従属関係を前提として、不等価交換によって資本蓄積を進めようとするアメリカ金融資本の運動法則による侵害であり、法則的・必然的なものである。このことを、G5プラザ合意以後のドル安・円高についてみればこうである。

80年代後半のドル安・円高の直接的なきっかけは、1985年9月のG5（先進5カ国蔵相会議）による為替調整のための合意（プラザ合意）であった。これ以降、ドル安・円高が急速に進展し、プラザ合意当時1ドル=240円前後だったものが、わずか2年間で1ドル=121円（88年1月4日）まで下落し、ドルは1/2まで切り下げられた。この大幅なドルの切り下げは、ドルと円の減価率格差（あるいは日米間のインフレ率格差¹¹⁾からは全く説明できないし、したがってまた、その後の100円台前半という相場水準も、日米通貨の代表金量間の比率を重心とする変動とは理解できない。この相場水準は、直接的には、アメリカの為替政策がドル高からドル安誘導へ転換したことと、このドル安政策に対する日本や西欧の「サミット諸国」の協調によってもたらされたものである。

それでは、アメリカが国家意志を発動してドル安政策に転換したのは何故か。基本的には、81年に発足した第1期レーガン政権のアメリカ再生計画が破綻し、対外純債務国に転落（85年）するほど低下したアメリカ企業の対外輸出競争力を、最大の貿易黒字国日本の対米輸出競争力を低下させて回復する必要が生じたからである。ドル安・円高は、日本商品の価格をアメリカ商品の価格に比べて相対的に上昇させる。したがって、日本の資本は、労働生産性の上昇によって価格競争力を回復するか価格以外の面での競争力を上昇させない限り、自国においてもアメリカにおいても販売市場を奪われる。逆にアメリカの資本は、労働生産性が相対的に低くても、日本側の競争力回復策が実現しない限り、為替レートを通じた不等価交換によって価格競争力を強化して販売市場を奪い取る。アメリカの資本は、為替レートを通じた不等価交換によって、日本の資本から販売市場を奪い取るという形態で独占利潤を取得する可能性を与えられる。だからこそ、アメリカ金融資本は、日米の支配従属関係を前提に、ドル安・円高を誘導したのである。

実際には、日米独占資本の競争力回復策が、価格・非価格両面で実現したため、アメリカ資本による販売市場の獲得は実現していない。しかし、通貨面だけをみれば、国際通貨ドルは、アメリカ金融資本による日米両国市場の収奪を媒介しており、「収奪通貨」——市場収奪通貨——としての機能を果たしている。

以上のように、100円台前半という相場水準の出現は、アメリカ金融資本の発展法則

による世界貨幣の価値尺度機能の侵害である。これは、80年代後半のドル安・円高局面の場合であるが、アメリカの貿易収支が赤字に転落した70年代前半のドル安政策、レーガンの「強いアメリカの再生戦略」に基づくドル高政策においても、為替相場の変動はアメリカの為替政策の従属変数となっており、その為替政策を規定したものはアメリカ金融資本の資本蓄積上の制限を突破しようとする戦略であった。したがって設定する相場水準は、その時々アメリカ金融資本の蓄積戦略に照応したものであり、各国通貨の代表金量間の比率に規定されるものではなく、むしろそれから恒常的に乖離していた。つまり、変動相場制に移行したからといって、相場水準が各国通貨の代表金量間の比率に照応するようになるのではなく、むしろ逆に、世界貨幣の価値尺度機能が侵害され、そこから乖離するのが法則となるのである。

世界貨幣の価値尺度機能の侵害についてもう一つみておく必要があるのは途上国通貨と先進国通貨との交換比率についてである。途上国通貨の場合、先進資本主義国通貨が変動相場制に移行したのとは異なり、中南米諸国やアジア諸国、産油国を中心に1974年時点で65カ国がドルに対して基準相場を固定した。このため、IMF体制の場合と同様¹²⁾に、対ドル基準相場で換算すると、途上国の商品価格はその商品に含まれる労働量以下に表示され、各国金融資本は途上国商品を価値以下で輸入することになった。逆に、ドル建の先進国商品の価格は、対ドル基準相場で途上国通貨に換算すると、その商品に含まれる労働量以上の独占価格で表示され、各国金融資本は商品輸出によって商品価値以上のドルを取得することになった。つまり、各国金融資本は為替レートを通じた不等価交換により、途上国商品を安く買い叩き自国商品を高く売りつけたのである。こうして各国金融資本は、ドルを媒介にした途上国からの価値収奪という形態で独占利潤を取得した。しかし、70年代後半から釘付けする通貨をSDRや通貨バスケットに変更する国が徐々に増加し、86年時点で対ドル・ペッグ31カ国、対SDR・ペッグ10カ国、対通貨バスケット・ペッグ31カ国等と、ドルに釘付けする途上国の数は少なくなっていた。だが、釘付けする通貨を変更したとしても、ドルが途上国通貨に対して「過大評価」、逆に、途上国通貨はドルに対して「過小評価」という傾向を変えるものではなく、途上国からの価値収奪は継続された。したがって、変動相場制下の国際通貨ドルは、金融資本による途上国からの価値収奪を媒介するという機能、すなわち、「収奪通貨」——価値収奪通貨——としての機能を果たしているのである。

以上、金融資本の蓄積法則による世界貨幣の価値尺度機能の侵害についてみてきた。しかし、金融資本の蓄積法則が侵害するのは価値尺度機能だけでなく、一般的支払手段

機能も侵害する。次にこのことをみていこう。

2 世界貨幣の一般的支払手段機能の侵害

1971年12月の金ドル交換停止は、国際的な債権債務の相殺差額（ドル残高）の金による最終決済の停止を意味する。世界貨幣が一般的支払手段として機能するという法則の内容は、国際的な債権債務が為替取引によって相殺されるとしても、相殺差額の決済は世界貨幣の存在形態である金で行われる、というものであるから、金ドル交換停止は、世界貨幣の一般的支払手段機能の侵害である。

しかし、世界貨幣の一般的支払手段機能が作用することは、金融資本の国際的展開（資本収支赤字の要因）と、帝国主義世界体制を維持するための対外援助（移転収支赤字の要因）の国際収支上の限界をなしており、また、財政・金融を通じた成長政策（ドルを減価させドルに対する信託を動揺させる要因）を限界づけていた。したがって、アメリカの金準備の減少と金市場価格の上昇を契機として、この限界を制限として突破することは、アメリカ金融資本の要求であり、アメリカ金融資本の発展法則に照応したものである。したがって、この侵害はアメリカ金融資本の蓄積法則による侵害であり、法則的、必然的なものである。しばしば主張されるような法則に反する「無理」な現象ではない。

アメリカの金ドル交換停止により、自由金市場でドルと金を交換するか、あるいは、為替市場でドルを他国通貨と交換しない限り、ドル債権は決済されないまま保有されることになった。その結果、アメリカ金融資本は、ドルに対する信託が動揺しない限り世界貨幣法則の一般的支払手段機能から自由になって運動できるようになった。また、前項でみたように、金融資本は世界貨幣の価値尺度機能から自由になって、国際通貨ドルを媒介とする世界的収奪を進めるようになった。しかし、アメリカ金融資本やそれに従属する各国金融資本は世界貨幣法則から無制限に自由になったわけではない。世界貨幣法則に対する侵害はその侵害に対する反発を生みだし、金融資本の運動はやはり世界貨幣法則に制限される。次にこのことをみてみよう。

3 世界貨幣法則の反発

金ドル交換停止下の世界市場においては、ドルが金にかわって一般的等価物として機能するかのような現象が生じており、事実貨幣が商品形態から解放されると主張する見解も存在する。しかし、貨幣が商品形態から「解放」されてしまうのであれば、貨幣は価値でなくてもよいことになる。このような見解は貨幣それ自体の理解において根本的に誤っている。商品の内在的価値がその商品に等置される他商品の使用価値の一定量で表現されるというマルクスの規定は、貨幣の諸機能の前提として、商品経済関係に必然

的に貫徹する法則だからである。

商品の価値が労働時間によって直接的に表示されず、労働時間が対象化された他商品の一定量で表示されるのは、資本主義的経済関係がその基礎に商品経済関係をもっており、商品経済関係が「互いに他人であるという関係」だからである。マルクスは商品生産における経済的社会的関係を相互他人性という経済的社会的関係であると明確に述べている。この商品経済関係における生産は、私的所有に基づく無政府的生産である。だから、商品は労働時間を直接に表示せず、商品はその内在的価値量を他の商品の一定分量で表示しなければならない。商品所有者の経済関係が相互他人的であり、生産の形態が無政府的であることは、世界市場においてもかわらない。だからこそ、世界市場における一般的等価物は特殊な商品、すなわち金なのである。

金ドル交換停止は金とドルとの間のつながりを制度的に断ち切りたいという金融資本の欲求を表現するものであるが、しかし、金ドル交換停止を宣言したからといって商品経済関係は廃止されず、資本主義的競争のもつ無政府性も止揚されない。世界的経済関係が計画的な経済関係にならない限り、世界市場における一般的等価物が金であるという法則は、金ドル交換停止のもとでも貫徹しようとするのである。

しかし、帝国主義段階の支配的資本は金融資本であり、その蓄積法則は不等価交換をつうじた収奪法則であるから、この法則が下位の法則である商品経済関係の法則を能動的に侵害する。IMF体制においては世界貨幣の価値尺度機能が侵害され、この侵害を前提として一般的支払手段機能が作用した。変動相場制においては価値尺度機能が侵害されるだけでなく国際的債権債務の相殺差額の金による決済も停止されている。しかし、この侵害は商品経済関係を廃止してしまうわけではないから、世界貨幣法則——世界貨幣は世界市場における一般的等価物であり、価値尺度、一般的支払手段として機能するという法則——は、この侵害に対して反発し、この侵害を自らの内に吸収し、その法則のうへで運動させようとする。

世界貨幣の価値尺度機能の侵害に対する反発は、金市場価格の上昇として現れる。ドルの絶対的な減価にもかかわらず、IMF体制のもとで戦後25年間にわたって固定されていた金価格は、金市場価格の上昇という形態でその「過小評価」を徐々に回復していった。各国通貨が変動相場制へ移行した1973年2月に、アメリカは金公定価格を金1オンス＝38ドル（スミソニアン・レート）から42ドルへ引き上げたが、その時点での金市場価格は70ドルであり、その後5月末には金1オンス＝100ドルを越え、そのまま100ドル前後で推移した。その後も金価格は上昇を続け、1976年に一時低下したものの、77年以

後再び上昇をはじめ、78年に200ドル水準に到達した後、1979年1月にはいったん1オンス＝850ドルまで上昇し、80年なかばまで600ドル前後で推移した。しかし、80年なかばから低落しはじめ、81年に300ドル代に戻って以降、現在（1989年）まで350～450ドルの間で変動を続けている。ここでいう金価格というのは、この変動が金投機によって媒介されているため、投機対象となる金商品のドルで表示された価格のようにみえるが、長期的・傾向的にみれば、ドルが代表する金量を表している。すなわち、IMF体制下における1ドル＝1/35オンスから1ドル＝1/350～1/450オンスへのドル減価（1/10への減価）を表している。これは、IMF体制下における世界貨幣の価値尺度機能の侵害に対する反発が、変動相場制において現れたものと理解される。

変動相場制に固有の価値尺度機能の侵害に対する反発は、アメリカ金融資本のもつめる相場水準を為替レートを固定しておくことに対する他の先進資本主義諸国や発展途上国の反発という形態で現れる。たとえば、アメリカ企業の国際競争力を回復するために、ドル安・円高の相場水準を設定すれば、労働生産性の上昇により競争力を維持しようとする日本独占資本の下で低賃金で長時間・過密労働を強制される労働者や、製品単価の切り下げによって収奪される下請け中小資本から、相場水準是正を求める要求を生み出すことになる。また、国際通貨ドルを媒介とする途上国からの価値収奪は、新国際経済秩序を求める途上国の運動や、債務の利払停止などの要求を生み出すことになる。これらの要求は、各国通貨の代表金量間の比率から乖離した相場水準を、それに近づけようとする要求という意味をもつ。したがって、これは、価値尺度機能の侵害に対する反発である。

世界貨幣の一般的支払手段機能の侵害に対する反発は、金市場価格の暴騰に反映される金市場での大量の金ドル交換として現れる。アメリカが金ドル交換を停止している下で、ドルの金による決済をもつめる運動は、自由市場でのドル売り・金買いとして現れるからである。ドル減価が金価格の上昇に反映していく過程であった70年代においては、アメリカのインフレ率の上昇や、先進国通貨に対するドルの下落により、ドルに対する信認の動揺がいったん発生すると、金投機に媒介されて国際通貨としてのドルに対する信認は急速に失われ、ドルと金との交換を求める運動が発生した。1979年から80年にかけての金価格の暴騰がそれである。

1976年に登場したカーター政権は、減税と公共支出増による財政拡大政策を実施し、連銀は引き続き金融緩和政策を進めた。このため、インフレ率は76年の5.8%から6.5%、7.7%、11.3%、13.5%と毎年上昇し、ドルは主要国通貨に対して大幅に下落していっ

た。さらに金価格も78年には200ドル水準に到達し、ドルに対する信認は動揺しはじめた。ここに金投機によって媒介される大量のドル売り・金買い運動が発生し、79年1月には金1オンス＝850ドルという相場水準が現れ、その後も80年なかばまで金価格は600ドル前後で変動した。これは、投機によって媒介されているとはいえ、ドル債権を金によって決済しようとする運動であり、世界貨幣の一般的支払手段機能の反発であり、ドルが金にかわって一般的支払手段として機能することの限界を表している。

ドルに対する信認の動揺は、ドルを各国通貨と交換する運動も引き起こすから、金価格の急激な上昇は、この運動を加速する作用もはたす。この運動が進展するならば、これは複数国際通貨体制の可能性を進展させることになる。もちろん、ドルが売られ各国通貨が買われるからといって、ただちに複数国際通貨体制が出現するわけではない。この可能性が発展し、現実性に転化するには、資本主義世界体制における力関係の根本的变化が必要であり、それなしには複数国際通貨体制が出現することはない。とはいえ、世界貨幣の一般的支払手段機能の反発によって金市場価格が急騰してドルに対する信認を動揺させ、これがドルと各国通貨の交換運動を加速するならば、やはり、それは複数国際通貨体制の可能性の発展である。

金ドル交換停止と変動相場制によって、金融資本は世界貨幣法則から自由になるようにみえた。価値尺度および一般的支払手段としての金は国際通貨体制から姿を消したかのようにみえた。しかし、このことの本当の意味は金融資本の蓄積法則による世界貨幣法則の侵害ということであって、世界貨幣法則を廃止したわけではない。国際通貨ドルを収奪通貨として機能させ、国際的収奪を進めようとする金融資本の運動は、商品経済関係を廃止してしまわない限り、世界貨幣法則の反発という形態で、依然として価値法則に制限されるのである。

- 1) レーニン『帝国主義論』の第1章と第2章で、独占的産業資本と独占的銀行資本のカテゴリーの内容を明らかにしたのち、第3章で金融資本の概念の内容を簡潔に与えている。

「生産の蓄積、そこから成長してくる独占体、銀行と産業と融合あるいは癒着、——これが金融資本の発生史であり、金融資本の概念の内容である。」（『レーニン全集』第22巻、大月書店版、260ページ）。

すなわち、独占的産業資本と独占的銀行資本との「融合あるいは癒着」が金融資本の概念の内容である。この「融合あるいは癒着」の本質的内容については、上野俊樹・鈴木健編『現代の国家独占資本主義』上巻、1987年、1～9ページ、および、服部泰彦「金融資本の概念とその運動形態」大阪市立大学大学院『大阪市大論集』第43号、1983年4月、を参照。

- 2) 資本主義の発展段階を剰余価値取得の形態によって区別するという考え方については、見田石介「資本の一般理論とその発展段階の理論と関係について」『見田石介著作集』第3巻、

大月書店、を参照。

- 3) マルクス『経済学批判要綱』大月書店、第Ⅱ分冊、255ページ。
- 4) 「限界と制限」に関する弁証法については、久留間蛟造編著『マルクス経済学レキシコン』⑧の「しおり」を参照。
- 5) 独占段階においては、価値法則が剰余価値法則によって法的に侵害（Verletzen）され、価値法則はこの侵害に対して反発するという形態で貫徹するという点については、上野俊樹、前掲書、16～20ページ。を参照。
- 6) IMF体制の制度的内容については、堀江薫雄『国際通貨基金の研究』岩波書店、1962年、を参照。
- 7) これは、金ドル交換停止後の金市場価格の上昇から推測される。
- 8) 途上国通貨の対ドル基準相場が「過低評価」になっていたことについては、さしあたり、寺本光朗『新植民地主義と南北問題』大月書店、を参照。
- 9) 世界貨幣の価値尺度機能の侵害に対する反発は、Ⅲ(2)3でみるように、金市場価格の上昇として現れる。したがって、自由金市場で金を購入するよりも金ドル交換を行ったほうが一単位のドルでより多くの金を取得できることになり、各国通貨当局の金ドル交換を増大させる。価値尺度機能の侵害を前提して一般的支払手段機能を貫徹させることはこうした現象として現れるのである。
- 10) この点については、拙稿「不換ドルの貨幣・信用論的意味」『立命館経済学』第37巻第3号、1988年8月、を参照。
- 11) この時点での購買力平価は、労働省資料（1985年）で1ドル=231円（消費者物価）、三井銀行『調査月報』1986年8月号で1ドル=240円（消費者物価、86年5月）、OECD試算（87年2月）で1ドル=223円（GDP物価、86年）、とされている。
- 12) 本稿Ⅱ(2)1を参照。